

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	信州の木活用課	整理番号	2-12
許認可等の種類	森林組合の定款変更の認可			
根拠法令条例等・条項	森林組合法 第61条 第2項			
許認可等の概要	森林組合の定款変更の認可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(下記法令に言い尽くされているため)</p> <p>「森林組合法等に基づく農林水産大臣の処分に係る審査基準等について(平成6年9月29日6-8林野庁林政部森林組合課長通知)」 第1の1 (10)法第61条第2項の規定による森林組合の定款変更の認可に係る審査基準は、(11)に準ずる。</p> <p>(11)法第79条の規定による森林組合の設立の認可に係る審査基準は、同条の認可の基準のとおりとする。なお、「事業の目的を達成することが著しく困難である」か否かについては、事業経営基盤の規模等から判断することとする。また、定款の審査に当たっては、当該森林組合の定款が「森林組合規範定款例」に準拠しているかどうかを考慮するものとする。</p>			
基準の制定根拠	林野庁森林組合課長通知(平成6年9月29日6-8)			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (法令の規定において処理期間が定められているため) 2月			
期間の制定根拠	森林組合法第80条を準用する。			